

住家被害認定（参考資料）兵庫県

資料 7 - 1

平成 16 年浸水被害への兵庫県の対応

7 - 1 - 1

浸水等による住宅被害の認定に係る

内閣府通知（H16.10.28）の解釈について

7 - 1 - 2

（参考）台風第 23 号災害について

（記者発表資料）

資料 7 - 2

兵庫県家屋被害認定士制度

7 - 2 - 1 「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱

7 - 2 - 2 市町別 家屋被害認定士数一覧

7 - 2 - 3 カリキュラム

7 - 2 - 4 兵庫県及び市町間の災害時応援協定

平成16年11月4日

浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知 (平成16年10月28日)の解釈について

【資料一覧】

- ・浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知(平成16年10月28日)の解釈について(要旨) p1
- ・浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知(平成16年10月28日)の解釈について p2 - 11
- ・住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート p12

【参考】

- 浸水等による住宅被害の認定について(平成16年10月28日付府政防第842号、内閣府政策統括官(防災担当)通知)
- 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付府政防第518号、内閣府政策統括官(防災担当)通知)

兵庫県企画管理部防災局

浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知(H16.10.28)の解釈について

○趣旨その1 被災者生活再建支援法の積極的活用を図る

(＝損害割合を積極的に判定し、大規模半壊以上の認定を増やす)

- (1) 一連の台風による浸水被害の甚大さを考慮して、内閣府の運用指針に示されている損傷程度のうち、屋根、床の損傷程度の上限を、現行の50%から100%に引き上げるほか、設備の損害割合については、現行の1～5%を、一律5%とする。

※これにより、例えば総2階建ての住宅における床の損害割合は、最大2～3%程度増えることが見込まれる。

- (2) また、柱については、外力による被害が生じていなくとも、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがあること等から、このような場合でも柱の損害を認定できることとする。

※地盤面から100cm未満の長時間の浸水の場合 → 10%

地盤面から100cm以上の長時間の浸水の場合 → 25%

※これにより、例えば総2階建ての住宅における柱の損害割合は、最大2～3%程度増えることが見込まれる。

○趣旨その2 被害認定事務の簡素化、効率化を図る

- (1) 内閣府の運用指針では、各部位の一部分が被害を受けた場合、当該部位の全体面積等に占める割合(損傷面積比)を乗じる必要がある。(建具については、損傷建具数の全建具数に占める割合を乗じ、柱については、損傷柱数の全柱数に占める割合を乗じる)。

しかしながら、床、外壁、内壁、天井、建具、柱等について、個々に損傷面積比等を算定するのは繁雑であることから、本県においては、これらの部位の損傷面積比等を、原則として、延床面積に占める浸水部分の床面積の割合とする。(1階部分が床上浸水の場合、平屋建ては10/10、総2階建ては5/10となる)。

- (2) また、建具の損傷程度についても、損傷を受けていない建具、程度Ⅰの損傷を受けた建具、程度Ⅱの損傷を受けた建具に区別して、それぞれの本数等を数えることは繁雑であることから、損傷程度を一律60%とする。

※一律60%の根拠は、屋内にある建具(襖、障子など)の総建具数に占める割合による。

(外力による被害を受けていない浸水被害の場合、屋外にある建具(サッシ窓など)は被害を受けないものと想定)

部位別損害割合（損傷面積比別）

1 階部分が完全に床上浸水し（地盤から1.2m程度）、1 階天井より上には影響がない場合を想定。この場合の各部位の損害割合は、下記のとおり。

部 位	損傷 面積比	$\frac{10}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{7}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{5}{10}$
		10	8	7	6	5
屋根		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
床		10 (3)	8 (2)	7 (2)	6 (2)	5 (1)
外壁		15 (8)	12 (6)	11 (5)	9 (5)	8 (4)
内壁		15 (5)	12 (4)	11 (3)	9 (3)	8 (2)
天井		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建具		6 (6)	5 (5)	4 (4)	4 (4)	3 (3)
設備		5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
柱		5 (2)	4 (2)	4 (1)	3 (1)	3 (1)
合計 (%)		56 (29)	46 (24)	42 (20)	36 (20)	32 (16)
判 定		全壊 (半壊)	大規模半壊 (半壊)	大規模半壊 (半壊)	半壊 (半壊)	半壊 (床上浸水)

注1) 各部位の損傷程度は、いずれも「程度Ⅱ」（高位）を採用

() 書きは「程度Ⅰ」（低位）を採用

注2) 部位別損害割合＝損傷程度（％）×損傷面積比×部位別構成比（％）

注3) 損傷面積比＝浸水床面積／延床面積

注4) 部位別損害割合の合計

- ・ 50％以上 → 全壊
- ・ 40％以上 50％未満 → 大規模半壊
- ・ 20％以上 40％未満 → 半壊

浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知（平成16年10月28日）の解釈について（要旨）

1 趣旨

台風等の自然災害の被災者に対する被災者生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知（「浸水等による住宅被害の認定について」）について、その趣旨を最大限に生かすとともに、被害認定事務の簡素化、効率化を図るための解釈を示す。

2 各部位の損傷程度

内閣府の運用指針では、部位ごとの損傷程度が、それぞれ2段階で設定されている。本県においては、一連の台風による浸水被害の甚大さを考慮して、各部位の損傷程度を以下のとおり取り扱う。

部位	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	内閣府通知(H16.10.28)の趣旨を踏まえた損傷程度
屋根	程度Ⅰ:25%、程度Ⅱ:50%	程度Ⅰ:25%、程度Ⅱ:100%
床	程度Ⅰ:25%、程度Ⅱ:50%	程度Ⅰ:25%、程度Ⅱ:100%
外壁	程度Ⅰ:50%、程度Ⅱ:100%	程度Ⅰ:50%、程度Ⅱ:100%
内壁	程度Ⅰ:30%、程度Ⅱ:100%	程度Ⅰ:30%、程度Ⅱ:100%
天井	程度Ⅰ:30%、程度Ⅱ:100%	程度Ⅰ:30%、程度Ⅱ:100%
建具	程度Ⅰ:15%、程度Ⅱ:100%	程度:60%
設備	損害割合 1～5% (損傷状況による)	損害割合:5%
柱等	(外力による被害が生じていない場合) 損傷程度の設定なし (外力による被害が生じている場合) 程度Ⅰ:10%、程度Ⅱ:25%、程度Ⅲ:50% 程度Ⅳ:75%、程度Ⅴ:100% ※なお、損傷率(損傷柱の本数/柱の全数×各柱の損傷程度)が75%以上の場合は、全壊と判定する。	(外力による被害が生じていない場合) (注) 程度Ⅰ:10%、程度Ⅱ:25% (外力による被害が生じている場合) 同 左
基礎	(外力による被害が生じていない場合) 損傷程度の設定なし (外力による被害が生じている場合) 損傷基礎長/外周基礎長	同 左

(注) 内閣府の運用指針では、柱については水流等の外力による被害が生じている場合のみ、損害を認定できることとなっている。しかしながら、柱については、外力による被害が生じていなくとも、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがあること等から、本県においては、このような場合でも柱の損害を認定できることとする。

3 損傷面積比の算定

内閣府の運用指針では、各部位の一部分が被害を受けた場合、当該部位の全体面積等に占める割合（損傷面積比）を乗じる必要がある（建具については、損傷建具数の全建具数に占める割合を乗じ、柱については、損傷柱数の全柱数に占める割合を乗じる）。

しかしながら、床、外壁、内壁、天井、建具、柱等について、個々に損傷面積比等を算定するのは繁雑であることから、本県においては、これらの部位の損傷面積比等を、原則として、延床面積に占める浸水部分の床面積の割合に設定する（1階部分が床上浸水の場合、平屋建ては10/10、総2階建ては5/10となる）。

浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知(平成16年10月28日)の解釈について

※下線部は、本解釈書で新たに示すもの

1 屋 根

(1) 調査箇所

- ・屋根葺き材（瓦、石綿スレート、厚型スレート、波形鉄板、薄鉄板、ガラス屋根）
- ・屋根断熱材、屋根防水剤

(2) 主な損傷

- ・浸水によるスレート等屋根葺き材の汚損、浮き、ずれ
- ・浸水による屋根断熱材、屋根防水材の機能損失
- ・浸水による下地材の損傷
- ・風害による上記の損傷

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)	損傷 程度
I	・浸水により屋根葺き材等に浮きが見られる。	25	同 左	25
II	・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 ・浸水によりスレート等屋根葺き材の損傷又は脱落が見られる。 ・浸水により下地材の損傷が見られる。	50	同 左	<u>100</u>

$$\text{損害割合} = \text{損傷程度}(\%) \times \frac{\text{損傷屋根面積}}{\text{全屋根面積}} \times \text{部位別構成比}(10\%)$$

(水平投影面積による)

2 床（階段含む）

（1）調査箇所

各階の床板、畳、階段（け上げ、踏み面）、床仕上げ材（絨毯、カーペット、合成樹脂系床材等）、床下地材（張り物下地、畳下地板）

（2）主な損傷

・汚損、浮き、吸水、膨張、浸水による機能損失、悪臭等の発生による居住環境の阻害

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)	損傷 程度
I	・浸水により床板の汚損が見られる。 ・浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 ・浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	25	—— 同 左 ・但し、目地部分に下地から湿気があがり目地部分の仕上げ材の変色等が見られる場合及び、<u>悪臭等の影響で居住環境が阻害されるものは 程度Ⅱとして扱う。</u>	25
Ⅱ	・浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 ・浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 ・浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 ・浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 ・浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	50	同 左 ・浸水により畳、絨毯、カーペット類の吸水、膨張による機能損失、<u>変色が見られる。</u>	100

損害割合 = 損傷程度(%) × 浸水床面積／延床面積 × 部位別構成比(10%)

3 外 壁

(1) 調査箇所

モルタル塗り、タイル張り、漆喰塗り（土壁）、合板類に吹き付け仕上げを施した壁及びサイディングボードを施した壁、金属製角波版、板張等の壁

(2) 主な損傷

- ・浸水による仕上げ材の汚損、剥離、浮き、膨張、そり、曲がり等
- ・浸水によるボード汚損、ずれ、塗土剥落等
- ・風害による仕上げ材等の剥離、破損等

(3) 補足

・部分的な損傷であっても、壁面全体に渡って改修が必要な場合もあるため、その点を考慮し、判定を行う。

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)	損傷 程度
I	・浸水により仕上げ材の浮き・剥離・脱落が生じている。 ・浸水により仕上げ材の汚損が見られる。 ・浸水により塗土の半分が剥落している。	50	同 左 ・「浸水により」を「<u>浸水及び風害により</u>」とする。	50
II	・浸水により下地材、パネルの吸水、膨張、不陸が見られる。 ・浸水により仕上げ材の大半の浮き・剥離・脱落が見られる。 ・浸水により仕上げ材の大半の汚損等が見られる。 ・浸水により塗土の大半が剥落している。	100	同 左 ・「浸水により」を「<u>浸水及び風害により</u>」とする。	100

$$\text{損害割合} = \text{損傷程度 (\%)} \times \text{浸水床面積 / 延床面積} \times \text{部位別構成比 (15\%)}$$

4 内 壁

(1) 調査箇所

モルタル塗り仕上げやモルタル塗りに仕上材（壁紙やじゅうらく等）を施した壁、漆喰塗り仕上げの壁（土壁含む）、合板壁や石膏ボード等（クロス等の壁紙を貼ったものを含む）の仕上面及び下地材

(2) 主な損傷

- ・ 浸水による塗壁材の剥離、脱落、壁クロスの汚損・表面劣化・剥離、下地材・パネルの吸水・膨張不陸（浮き等）、断熱材の吸水による機能損失

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)	損傷 程度
I	・ 浸水により仕上げ塗壁材の剥離等が見られる。 ・ 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) ・ 浸水により塗土の半分程度が剥落している。	30	— 同 左 ・ 部分的な損傷等であっても<u>全面的に改修が必要と認められる場合は、程度Ⅱとする。</u> ・ 浸水により、<u>悪臭等が激しく、全面的に改修が必要と認められる場合は、程度Ⅱとする。</u>	30
Ⅱ	・ 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・ 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) ・ 浸水により塗土の大半が剥落している。	100	同 左	100

$$\text{損害割合} = \text{損傷程度}(\%) \times \text{浸水床面積} / \text{延床面積} \times \text{部位別構成比}(15\%)$$

5 天 井

(1) 調査箇所

天井板、仕上部分、下地材（合板、プラスターボード等）

(2) 主な損傷

- ・浸水による天井仕上げ材の汚損・表面劣化・剥離
- ・浸水による天井板、下地板の吸水、膨張、不陸等
- ・浸水による天井材の機能損失
- ・風害による屋根葺き材の損傷、破損等による浸水

(3) 補足

・部分的な損傷であっても、天井面全体に渡って改修が必要な場合もあるのでその点を考慮し判定を行う。

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)	損傷 程度
I	・浸水による天井仕上（クロス等） の剥離・表面劣化が見られる。 (下地材の交換を要しない程度)	30	同 左 ・風害による屋根葺き材の損傷、破損等による浸水も同様とする。	30
II	・浸水による下地材・化粧石膏ボード ・その他天井材の吸水・膨張・不陸等 の機能損失が見られる。 (下地材・天井板の交換を要する程度)	100	同 左 ・風害による屋根葺き材の損傷、破損等による浸水も同様とする。	100

損害割合 = 損傷程度 (%) × 浸水床面積 / 延床面積 × 部位別構成比 (5%)

6 建 具

(1) 調査箇所

窓、出入り口等住家の開口部あるいは各室の間仕切の箇所等の建具（サッシ、板戸、かまち戸、襖、障子、雨戸等）

(2) 主な損傷

- ・ 浸水による変形のため開閉困難・不能
- ・ 浸水による襖、障子の著しい汚損・歪み
- ・ 浸水によるドア等の面材の膨張剥離（再使用が不可能な程度）による開閉不能

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16J028) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)	損傷 程度
I	・ 浸水による襖・障子・ドアの破損 (表面、格子・縁の洗浄、張り替えに よって、再使用が可能な程度)	15	・ 建具の種別、枚数等を詳細に調査すること は不要とし、 <u>床上浸水で被害が生じている 場合は、損傷程度を60%とする。</u>	60
II	・ 浸水により建具が歪み、開閉が不能 になっている。 ・ 浸水によりドア等の面材が膨張し剥 離している。 (再使用が不可能な程度)	100		

$$\text{損害割合} = \text{損傷程度 (60\%)} \times \text{浸水床面積} / \text{延床面積} \times \text{部位別構成比 (10\%)}$$

7 設 備

(1) 調査箇所

水廻りの衛生設備等の設備（台所の流し台、洗面台、便器、浴槽等の本体、配管のとり付け口、給湯設備機器等

(2) 主な損傷

浸水による設備の機能損失等

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (浸水被害、木造・プレハブの場合)	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (同 左)
	・ 個別の設備の損傷状況に応じ、5 % の範囲内で判定する。	・ 浸水により、台所の流し台、洗面台、便器、浴槽 等の本体、給湯設備、配管、配線等の汚損、破損、 <u>変色及び機能損失等が見られる場合は、損害割合 を5%とする。</u>

損害割合 = 5% (浸水による損傷が認められる場合)

8 柱等（在来工法、パネル工法、枠組み壁工法等）

（１）主に水流等の水圧、土石流又は土砂崩れにより損傷を受けた場合、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の地震編により判定を行う。

（２）パネル工法、枠組み壁工法における耐力壁（構造耐力上主要な部分である壁）の損傷程度の判定に当たっては、パネル等を構成する主材が構造用合板を使用しているケースが多く、浸水した場合吸水の可能性が高いこと、パネル内部に断熱材が組み込まれており浸水により吸水している可能性が高いこと等、時間経過と共に腐食が発生する可能性があることを考慮する。

（３）外圧による被害は生じていないが、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合の柱等の損害の取り扱いは、次のとおり。

① 地盤面から１００ｃｍ未満の浸水があった場合は、程度Ⅰとして取り扱う。

② 地盤面から１００ｃｍ以上の浸水があった場合は、程度Ⅱとして取り扱う。

□ 在来工法（軸組工法）の柱、梁・管柱等

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (地震被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知(昭6.10.28)の趣旨を踏まえた損傷程度 (必要に応じ地震被害を参考に判定)	損傷 程度
Ⅰ	・柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。	10	同 左	10
Ⅱ	・一部の柱と梁の仕口にめり込み等の損傷が見られる。 柱、梁が若干たわんでいる。	25	同 左	25
Ⅲ	・柱と梁の仕口にずれが生じている 柱、梁に割れが見られる。	50	同 左	50
Ⅳ	・柱、梁に大きな割れが見られる。 ① 柱、梁に断面欠損が見られる ② 柱、梁に折損が見られる。 ③ 柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。	75	同 左	75
Ⅴ	・柱、梁の割れ、断面欠損が著しい ① 柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。	100	同 左	100

$$\text{損害割合} = \text{損傷程度}(\%) \times \text{浸水床面積} / \text{延床面積} \times \text{部位別構成比}(20\%)$$

□ パネル工法、枠組壁工法

程度	内閣府の運用指針による損傷程度 (地震被害、木造・プレハブの場合)	損傷 程度	内閣府通知 (H16.10.28) の趣旨を踏まえた損傷程度 (必要に応じ地震被害を参考に判定)	損傷 程度
I	【仕上げ面】塗り壁の開口部隅角部廻りにわずかなずれが生じている。ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 【パネル工法】パネルと結合材の接着部にわずかなずれが生じている。 【枠組壁工法】枠組壁工法の合板にわずかな浮き上がり見られる。	10	同 左	10
II	【仕上げ面】塗り壁の各所で仕上げの脱落が生じている。ボード仕上の壁では一部のボードの仕上げ面の目地部にひび割れやずれが生じている。 【パネル工法】パネルと結合材の接着部にずれが生じている。 【枠組壁工法】枠材から合板が浮き上がっており、一部の釘がめり込んでいる。	25	同 左	25
III	【仕上げ面】塗り壁では、仕上げの大半が剥離又は脱落している。 ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。 【パネル工法】パネル隅角部にひび割れが生じている。 【枠組壁工法】合板のはがれ、ずれが著しい。	50	同 左	50
IV	【仕上げ面】塗り壁では、壁面の大部分で仕上材が脱落している。 ボード仕上の壁では、大部分で釘の浮き上がりが見られ、中には脱落したものも見られる。 【パネル工法】パネルにひび割れが生じている。結合材が変形しており、パネルと結合材に大きなずれが生じている。 【枠組壁工法】枠材にひび割れが生じており、合板の湾曲、脱落が生じている。	75	同 左	75
V	【パネル工法】パネルに大きなひび割れ、変形が生じている。パネルが壁面から脱落している。 【枠組壁工法】枠材に折損が生じており、合板の脱落、破損が生じている。	100	同 左	100

$$\text{損害割合} = \text{損傷程度}(\%) \times \text{浸水床面積} / \text{延床面積} \times \text{部位別構成比}(20\%)$$

9 基礎

(1) 主に水流等の水圧、土石流又は土砂崩れにより損傷を受けた場合、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の地震編により判定を行う。

(2) 調査箇所

- ・布基礎（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造）の外周（内部基礎、独立基礎及び土間コンクリートは除く）、布石、玉石

(3) 主な損傷

- ・ひび割れ（幅約3mm以上のもの）剥落、破断、局部破断、不陸、移動、流失・転倒等

(4) 補足

- ・水流等により基礎床が流出した場合、損害割合の算定は以下による。

$$\text{損害割合} = \text{損傷基礎延長} / \text{外周基礎延長} \times \text{部位別構成比 (10\%)}$$

住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

(1)傾斜による判定

- ①外壁または柱の傾斜が、1/20以上 ☐ 全壊
- ②外壁または柱の傾斜が、1/60以上1/20未満 ☐ 被害割合15%
- ③外壁または柱の傾斜が、1/60未満 ☐ 部位による判定へ



(2)部位による判定

【屋根】

- ①屋根断熱材・屋根防水材の機能を喪失した場合、等 ☐ 損傷程度 100 %
- ②屋根材等に浮きが見られる場合、等 ☐ 損傷程度 25 %
- × ☐ 損傷面積又は延床面積比 ☐ 損傷屋根面積/全屋根面積 × ☐ 部位別構成比 10% = ☐ 被害割合 %

【床】(階除き含む)

- ①土が吸水し膨張した場合、合板制断材が割れた場合、
床の下地材等が吸水・膨張等した場合、
フローリング材の層間剥離・浮き上がり等した場合、等 ☐ 損傷程度 100 %
- ②合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等 ☐ 損傷程度 25 %
- ※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに該当する。(以下同じ)
- ☐ 平屋建て 10/10 × ☐ 構成比 10% = ☐ 被害割合 %
- ☐ 総2階建て 5/10
- ☐ その他 浸水床面積比による

【外壁】

- ①外壁のモルタルやタイル等の仕上げ層の大半が、汚損や剥離等した場合、等 ☐ 損傷程度 100 %
- ②外壁のモルタルやタイル等の仕上げ層の一部が、汚損や剥離等した場合、等 ☐ 損傷程度 50 %
- × ☐ 平屋建て 10/10 × ☐ 構成比 15% = ☐ 被害割合 %
- ☐ 総2階建て 5/10
- ☐ その他 浸水床面積比による

【内壁】

- ①下地材・パネルの吸水・膨張・平版が見られる場合、等 ☐ 損傷程度 100 %
- ②壁クロス等の汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等 ☐ 損傷程度 30 %
- × ☐ 平屋建て 10/10 × ☐ 構成比 15% = ☐ 被害割合 %
- ☐ 総2階建て 5/10
- ☐ その他 浸水床面積比による

【天井】

- ①柱間により、屋根が損壊して漏水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等 ☐ 損傷程度 100 %
- ②天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等 ☐ 損傷程度 30 %
- × ☐ 平屋建て 10/10 × ☐ 構成比 5% = ☐ 被害割合 %
- ☐ 総2階建て 5/10
- ☐ その他 浸水床面積比による

【建具】

- ①窓・扉・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の面材が脱落剥離した場合、等 ☐ 損傷程度 60 %
- × ☐ 平屋建て 10/10 × ☐ 構成比 10% = ☐ 被害割合 %
- ☐ 総2階建て 5/10
- ☐ その他 浸水床面積比による

【設備】

- ①台所の流し台、浴室、洗面所、トイレなどが、衛生設備としての機能を喪失した場合、等 ☐ 損傷程度 100 %
- × × ☐ 構成比 5% = ☐ 被害割合 %

【柱等】

- ①水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合 ☐ 損傷程度 100 %
- ☐ 損傷程度 75 %
- ☐ 損傷程度 50 %
- ☐ 損傷程度 25 %
- ☐ 損傷程度 10 %
- × ☐ 平屋建て 10/10 × ☐ 構成比 20% = ☐ 被害割合 %
- ☐ 総2階建て 5/10
- ☐ その他 浸水床面積比による

- ②外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合

- ☐ 損傷程度 25 %
(地盤面から1m以上の浸水)
- ☐ 損傷程度 10 %
(地盤面から1m未満の浸水)

【基礎】

- ①水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等 ☐ 損傷基礎長/外周基礎長 × × ☐ 構成比 10% = ☐ 被害割合 %



(3)認定結果

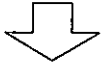
- 被害割合の合計 ☐ 50%以上 ☐ 全壊
- ☐ 40%以上50%未満 ☐ 大規模半壊
- ☐ 20%以上40%未満 ☐ 半壊

住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

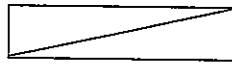
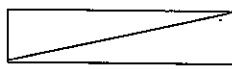
(1)傾斜による判定

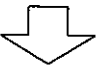
平屋
床上浸水被害大

- ①外壁または柱の傾斜が、1/20以上 → ☐ 全壊
- ②外壁または柱の傾斜が、1/60以上1/20未満 → ☐ 損害割合15% → さらに、部位による判定へ
- ③外壁または柱の傾斜が、1/60未満 → 部位による判定へ

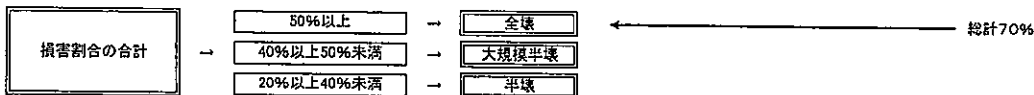


(2)部位による判定

【屋根】	【損傷程度】	【損傷面積又は延床面積比】	【部位別構成比】	【損害割合】
● 屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	☐ 損傷屋根面積/全屋根面積	構成比 10%	☐ 損害割合 10%
② 屋根葺材等に浮きが見られる場合、等	☐ 損傷程度 25 %			
※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに統替える。(以下同じ)				
【床】(階段を含む)				
● 畳が吸水し膨張した場合、合成樹脂系床材が剥離した場合、床の下地材等が吸水・膨張等した場合、フローリング材の腐蝕剥離・浮き上がり等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	● 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 10%	☐ 損害割合 10%
② 合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等	☐ 損傷程度 25 %			
【外壁】				
● 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の大半が、汚損や剥離等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	● 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 15%	☐ 損害割合 15%
② 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の一部が、汚損や剥離等した場合、等	☐ 損傷程度 50 %			
【内壁】				
● 下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる場合、等	☒ 損傷程度 100 %	● 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 15%	☐ 損害割合 15%
② 壁クロス等の汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等	☐ 損傷程度 30 %			
【天井】				
● 強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	● 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 5%	☐ 損害割合 5%
② 天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等	☐ 損傷程度 30 %			
【建具】				
● 襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の面材が膨張剥離した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	● 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 10%	☐ 損害割合 10%
【設備】				
● 台所の流し台、浴室、洗面所、便器などが、衛生設備としての機能を損失した場合、等	☒ 損傷程度 100 %		構成比 5%	☐ 損害割合 5%
【柱等】				
① 水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合	☐ 損傷程度 100 % ☐ 損傷程度 75 % ☐ 損傷程度 50 % ☐ 損傷程度 25 % ☐ 損傷程度 10 %	● 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 20%	☐ 損害割合 %
② 外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合	☐ 損傷程度 25 % (地盤面から1m以上の浸水) ☐ 損傷程度 10 % (地盤面から1m未満の浸水)			
【基礎】				
① 水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等	☐ 損傷基礎長/外周基礎長		構成比 10%	☐ 損害割合 %



(3)認定結果



住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

(1)傾斜による判定

平屋
床上浸水被害
(床上浸水)

- ①外壁または柱の傾斜が、1/20以上 → ☐全壊
- ②外壁または柱の傾斜が、1/60以上1/20未満 → ☐損害割合15% → さらに、部位による判定へ
- ③外壁または柱の傾斜が、1/60未満 → 部位による判定へ



(2)部位による判定

【屋根】

① 屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合、等	→	【損傷程度】 ☐ 損傷程度 100 %	×	【損傷面積比又は延床面積比】 ☐ 損傷屋根面積/全屋根面積	×	【部位別構成比】 構成比 10%	=	【損害割合】 ☐ 損害割合 0%
② 屋根葺材等に浮きが見られる場合、等	→	☐ 損傷程度 25 %						

【床】(階段を含む)

① 畳が吸水し膨張した場合、合成樹脂系床材が剥離した場合、 床の下地材等が吸水・膨張等した場合、 フローリング材の腐蝕・浮き上がり等した場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×	※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに替える。(以下同じ) ■平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	×	構成比 10%	=	☐ 損害割合 10%
② 合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等	→	☐ 損傷程度 25 %						

【外壁】

① 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の大半が、汚損や剥離等した場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×	■平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	×	構成比 15%	=	☐ 損害割合 15%
② 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の一部が、汚損や剥離等した場合、等	→	☐ 損傷程度 50 %						

【内壁】

① 下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×	■平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	×	構成比 15%	=	☐ 損害割合 15%
② 壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等	→	☐ 損傷程度 30 %						

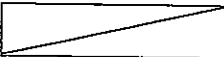
【天井】

① 強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等	→	☐ 損傷程度 100 %	×	☐ 平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	×	構成比 5%	=	☐ 損害割合 0%
② 天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等	→	☐ 損傷程度 30 %						

【建具】

① 柱・梁・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の面材が破損剥離した場合、等	→	☒ 損傷程度 60 %	×	■平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	×	構成比 10%	=	☐ 損害割合 6%
--	---	---	---	--	---	---------	---	----------------------------------

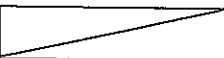
【設備】

① 台所の流し台、浴室、洗面所、便所などが、衛生設備としての機能を損失した場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×		×	構成比 5%	=	☐ 損害割合 5%
---	---	--	---	--	---	--------	---	----------------------------------

【柱等】

① 水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合	→	☐ 損傷程度 100 % ☐ 損傷程度 75 % ☐ 損傷程度 50 % ☒ 損傷程度 25 % ☐ 損傷程度 10 %	×	■平屋建て 10/10 ☐ 総2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	×	構成比 20%	=	☐ 損害割合 5%
② 外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合	→	☐ 損傷程度 25 % (地盤面から1m以上の浸水) ☐ 損傷程度 10 % (地盤面から1m未満の浸水)						

【基礎】

① 水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等	→	☐ 損傷基礎長/外周基礎長	×		×	構成比 10%	=	☐ 損害割合 %
---------------------------	---	--------------------------------------	---	--	---	---------	---	---------------------------------



(3)認定結果

損害割合の合計	50%以上	→	☐ 全壊	← 総計56%
	40%以上50%未満	→	☐ 大規模半壊	
	20%以上40%未満	→	☐ 半壊	

住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

(1)傾斜による判定

①外壁または柱の傾斜が、1/20以上	→	☐ 全壊
②外壁または柱の傾斜が、1/60以上1/20未満	→	☐ 損害割合15%
③外壁または柱の傾斜が、1/60未満	→	部位による判定へ



(2)部位による判定

【屋根】								
① 屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合、等	→	☐ 損傷程度 100 %	×	☐ 損傷屋根面積 / 全屋根面積	【損傷面積又は延床面積比】			
② 屋根葺材等に浮きが見られる場合、等	→	☐ 損傷程度 25 %						
【部位別構成比】								
			×	構成比 10%	= ☐ 損害割合 0%			
【床】(階段を含む)								
● 床が吸水し膨張した場合、合成樹脂系床材が剥離した場合、床の下地材等が吸水・膨張等した場合、フローリング材の隙間割れ・浮き上がり等した場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×	☐ 平屋建て 10 / 10 ☐ 総2階建て 5 / 10 ●その他 浸水床面積比 8 / 10	【損傷面積又は延床面積比】			
② 合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等	→	☐ 損傷程度 25 %						
※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに換算する。(以下同じ)								
			×	構成比 10%	= ☐ 損害割合 8%			
【外壁】								
● 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の大半が、汚損や剥離等した場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×	☐ 平屋建て 10 / 10 ☐ 総2階建て 5 / 10 ●その他 浸水床面積比 8 / 10	【損傷面積又は延床面積比】			
② 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の一部が、汚損や剥離等した場合、等	→	☐ 損傷程度 50 %						
【部位別構成比】								
			×	構成比 15%	= ☐ 損害割合 12%			
【内壁】								
● 下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×	☐ 平屋建て 10 / 10 ☐ 総2階建て 5 / 10 ●その他 浸水床面積比 8 / 10	【損傷面積又は延床面積比】			
② 壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等	→	☐ 損傷程度 30 %						
【天井】								
① 強風により、塵埃が堆積して浸水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等	→	☐ 損傷程度 100 %	×	☐ 平屋建て 10 / 10 ☐ 総2階建て 5 / 10 ☐ その他 浸水床面積比による	【損傷面積又は延床面積比】			
② 天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等	→	☐ 損傷程度 30 %						
【建具】								
● 窓・扉・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の開閉が困難となった場合、等	→	☒ 損傷程度 60 %	×	☐ 平屋建て 10 / 10 ☐ 総2階建て 5 / 10 ●その他 浸水床面積比 8 / 10	【損傷面積又は延床面積比】			
						×	構成比 10%	= ☐ 損害割合 (4 8) 5%
【設備】								
● 台所の流し台、浴室、洗面所、便所などが、衛生設備としての機能を喪失した場合、等	→	☒ 損傷程度 100 %	×		×	構成比 5%	= ☐ 損害割合 5%	
【柱等】								
① 水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合	→	☐ 損傷程度 100 % ☐ 損傷程度 75 % ☐ 損傷程度 50 % ☒ 損傷程度 25 % ☐ 損傷程度 10 %	×	☐ 平屋建て 10 / 10 ☐ 総2階建て 5 / 10 ●その他 浸水床面積比 8 / 10	【損傷面積又は延床面積比】	×	構成比 20%	= ☐ 損害割合 4%
② 外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合	→	☐ 損傷程度 25 % (地盤面から1m以上の浸水) ☐ 損傷程度 10 % (地盤面から1m未満の浸水)						
【基礎】								
① 水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等	→	☐ 損傷基礎長 / 外周基礎長	×		×	構成比 10%	= ☐ 損害割合 %	



(3)認定結果

損害割合の合計	50%以上	→	☐ 全壊	← 総計46%
	40%以上50%未満	→	☐ 大規模半壊	
	20%以上40%未満	→	☐ 半壊	

住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

(1)傾斜による判定

- ①外壁または柱の傾斜が、1/20以上 → ☐全壊
- ②外壁または柱の傾斜が、1/80以上1/20未満 → ☐損害割合15% → さらに、部位による判定へ
- ③外壁または柱の傾斜が、1/60未満 → 部位による判定へ

2階建て
床上浸水被害
(床上浸水)
床面積比7/10



(2)部位による判定

【屋根】	【損傷程度】	【損傷面積比又は延床面積比】	【部位別構成比】	【損害割合】
① 屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合、等	☐ 損傷程度 100 %	☐ 損傷屋根面積／全屋根面積	構成比 10%	☐ 損害割合 0%
② 屋根葺材等に浮きが見られる場合、等	☐ 損傷程度 25 %			
※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに統替える。(以下同じ)				
【床】(階段を含む)				
① 畳が吸水し膨張した場合、合成樹脂系床材が剥離した場合、床の下地材等が吸水・膨張等した場合、フローリング材の床間剥離・浮き上がり等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 10%	☐ 損害割合 7%
② 合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等	☐ 損傷程度 25 %			
【外壁】				
① 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の大半が、汚損や剥離等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 15%	☐ 損害割合(10.5)11%
② 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の一部が、汚損や剥離等した場合、等	☐ 損傷程度 50 %			
【内壁】				
① 下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる場合、等	☒ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 15%	☐ 損害割合(10.5)11%
② 壁クロス等の汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等	☐ 損傷程度 30 %			
【天井】				
① 強固により、屋根が損壊して浸水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等	☐ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 5%	☐ 損害割合 0%
② 天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等	☐ 損傷程度 30 %			
【建具】				
① 襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の面材が断裂剥離した場合、等	☒ 損傷程度 60 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 10%	☐ 損害割合(4.2)4%
【設備】				
① 台所の流し台、浴室、洗面所、便所などが、衛生設備としての機能を損失した場合、等	☒ 損傷程度 100 %		構成比 5%	☐ 損害割合 5%
【柱等】				
① 水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合	☐ 損傷程度 100 % ☐ 損傷程度 75 % ☐ 損傷程度 50 % ☒ 損傷程度 25 % ☐ 損傷程度 10 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 2階建て 7/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 20%	☐ 損害割合(3.5)4%
② 外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合	☐ 損傷程度 25 % (地盤面から1m以上の浸水) ☐ 損傷程度 10 % (地盤面から1m未満の浸水)			
【基礎】				
① 水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等	☐ 損傷基礎長／外周基礎長		構成比 10%	☐ 損害割合 %



(3)認定結果

損害割合の合計	50%以上	→	全壊	← 統計42%
	40%以上50%未満	→	大規模半壊	
	20%以上40%未満	→	半壊	

住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

(1)傾斜による判定

- ①外壁または柱の傾斜が、1/20以上 → ☐全壊
- ②外壁または柱の傾斜が、1/60以上1/20未満 → ☐損害割合15% → さらに、部位による判定へ
- ③外壁または柱の傾斜が、1/60未満 → 部位による判定へ

2階建て
床上浸水被害
(床上浸水)
床面積比6/10



(2)部位による判定

【屋根】

- ① 屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合、等 → ☐損傷程度 100 % × ☐損傷面積比又は延床面積比 ☐損傷屋根面積/全屋根面積 × ☐部位別構成比 構成比 10% = ☐損害割合 0%
- ② 屋根葺材等に浮きが見られる場合、等 → ☐損傷程度 25 %

【床】(階段を含む)

- 畳が吸水・膨張した場合、合成樹脂系床材が剥離した場合、床の下地材等が吸水・膨張等した場合、フローリング材の層間剥離・浮き上がり等した場合、等 → ☒損傷程度 100 % × ※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに読替える。(以下同じ)
☐平屋建て 10/10 × ☐構成比 10% = ☐損害割合 6%
☒2階建て 6/10
☐その他 浸水床面積比による
- ② 合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等 → ☐損傷程度 25 %

【外壁】

- 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の大半が、汚損や剥離等した場合、等 → ☒損傷程度 100 % × ☐平屋建て 10/10 × ☐構成比 15% = ☐損害割合 9%
☒2階建て 6/10
☐その他 浸水床面積比による
- ② 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の一部が、汚損や剥離等した場合、等 → ☐損傷程度 50 %

【内壁】

- 下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる場合、等 → ☒損傷程度 100 % × ☐平屋建て 10/10 × ☐構成比 15% = ☐損害割合 9%
☒2階建て 6/10
☐その他 浸水床面積比による
- ② 壁クロス等の汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等 → ☐損傷程度 30 %

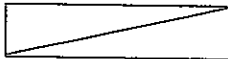
【天井】

- ① 強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等 → ☐損傷程度 100 % × ☐平屋建て 10/10 × ☐構成比 5% = ☐損害割合 0%
☒2階建て 6/10
☐その他 浸水床面積比による
- ② 天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等 → ☐損傷程度 30 %

【建具】

- 換気・換気・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の面材が膨張剥離した場合、等 → ☒損傷程度 60 % × ☐平屋建て 10/10 × ☐構成比 10% = ☐損害割合(3.6) 4%
☒2階建て 6/10
☐その他 浸水床面積比による

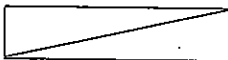
【設備】

- 各所の流し台、浴室、洗面所、便所などが、衛生設備としての機能を損失した場合、等 → ☒損傷程度 100 % ×  × ☐構成比 5% = ☐損害割合 5%

【柱等】

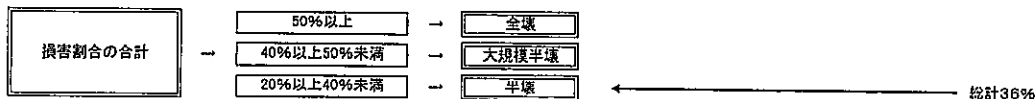
- ① 水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合 → ☐損傷程度 100 % × ☐平屋建て 10/10 × ☐構成比 20% = ☐損害割合 3%
☐損傷程度 75 %
☐損傷程度 50 %
☒損傷程度 25 %
☐損傷程度 10 %
☒2階建て 6/10
☐その他 浸水床面積比による
- ② 外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合 → ☐損傷程度 25 % (地盤面から1m以上の浸水)
☐損傷程度 10 % (地盤面から1m未満の浸水)

【基礎】

- ① 水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等 → ☐損傷基礎長/外周基礎長 ×  × ☐構成比 10% = ☐損害割合 %



(3)認定結果



住家(木造・プレハブ)の浸水被害に係る被害認定のフローチャート

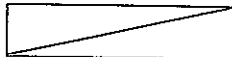
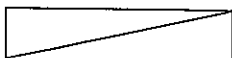
(1)傾斜による判定

- ①外壁または柱の傾斜が、1/20以上 → ☐全壊
- ②外壁または柱の傾斜が、1/60以上1/20未満 → ☐損害割合15% → さらに、部位による判定へ
- ③外壁または柱の傾斜が、1/60未満 → 部位による判定へ

2階建て
床上浸水被害
(床上浸水)
床面積比5/10



(2)部位による判定

【屋根】	【損傷程度】	【損傷面積比又は延床面積比】	【部位別構成比】	【損害割合】
① 屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合、等	☐ 損傷程度 100 %	☐ 損傷屋根面積/全屋根面積	構成比 10%	☐ 損害割合 0%
② 屋根葺材等に浮きが見られる場合、等	☐ 損傷程度 25 %			
【床】(階段を含む)				
● 畳が吸水し膨張した場合、合成樹脂系床材が剥離した場合、床の下地材等が吸水・膨張等した場合、フローリング材の層間剥離・浮き上がり等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	※2階建て住家で、2階部分まで浸水した場合は、平屋建てに替える。(以下同じ) ☐ 平屋建て 10/10 ☒ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 10%	☐ 損害割合 5%
② 合成樹脂系床材が汚損した場合、床板等が汚損や浮きを生じた場合、等	☐ 損傷程度 25 %			
【外壁】				
● 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の大半が、汚損や剥離等した場合、等	☒ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 15%	☐ 損害割合(7.5) 8%
② 外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の一部が、汚損や剥離等した場合、等	☐ 損傷程度 50 %			
【内壁】				
● 下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる場合、等	☒ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 15%	☐ 損害割合(7.5) 8%
② 壁クロス等の汚損・表面劣化・剥離等が見られる場合、等	☐ 損傷程度 30 %			
【天井】				
① 強風により、屋根が傾斜して浸水し、天井板などが吸水・膨張等した場合、等	☐ 損傷程度 100 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 5%	☐ 損害割合 0%
② 天井仕上(クロス等)の汚損・剥離・表面劣化が見られる場合、等	☐ 損傷程度 30 %			
【建具】				
● 襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となった場合、ドア等の面材が膨張剥離した場合、等	☒ 損傷程度 60 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 10%	☐ 損害割合 3%
【設備】				
● 台所の流し台、浴室、洗面所、便所などが、衛生設備としての機能を損失した場合、等	☒ 損傷程度 100 %		構成比 5%	☐ 損害割合 5%
【柱等】				
① 水流等の外力により、柱が損傷を受け、変形等をした場合	☐ 損傷程度 100 % ☐ 損傷程度 75 % ☐ 損傷程度 50 % ☒ 損傷程度 25 % ☐ 損傷程度 10 %	☐ 平屋建て 10/10 ☒ 総2階建て 5/10 ☐ その他 浸水床面積比による	構成比 20%	☐ 損害割合(2.5) 3%
② 外力による被害が生じていなくても、長時間浸水することにより、腐食の発生が助長され、将来において構造的な欠陥が生じるおそれがある場合	☐ 損傷程度 25 % (地盤面から1m以上の浸水) ☐ 損傷程度 10 % (地盤面から1m未満の浸水)			
【基礎】				
① 水流により、基礎が流出、ひび割れ等した場合、等	☐ 損傷基礎長/外周基礎長		構成比 10%	☐ 損害割合 %



(3)認定結果

損害割合の合計	→	50%以上 → ☐ 全壊	→	40%以上50%未満 → ☐ 大規模半壊	→	20%以上40%未満 → ☐ 半壊	← 総計32%
---------	---	-------------------------------------	---	---	---	--	---------

記者発表(発表→資料配布)				
月/日 (曜日)	担当課(室) 係 名	電 話	発 表 者 名 (担 当 係 長)	その他の配布先
10/19 (水)	企画管理部災害対策局 災害対策課防災係	内線 3140	_____ (主幹兼防災係長 藤森 龍)	_____

台風第23号災害について

1 被害状況

(1) 人的被害

死者 26人
 負傷者(重傷) 43人
 " (軽傷) 92人

(2) 避難者数等

避難指示・避難勧告 60,909世帯 177,939人
 避難者数・ピーク時 8,439人(平成16年12月23日 解消)

○ 避難勧告の状況

[継続中]

市町名	地区名	世帯数	人数	勧告時刻
豊岡市	駄坂	12	55	10月26日 17:10
	高屋、福田	3	10	10月28日 19:00
	中庄境、本庄境、 中庄境、本庄境、 中庄境、本庄境	8	30	10月31日 8:30
	中庄境、本庄境	3	8	11月4日 12:00
旧日高町	田ノ口	2	4	10月26日 12:00
	観音寺	2	9	10月31日 17:20
		1	1	11月1日 17:00
		1	5	11月2日 16:30

(3) 住家被害

全 壊 783棟(1,024世帯)
 大規模半壊 1,547棟(1,615世帯)
 半 壊 5,595棟(6,042世帯)
 一部損壊 1,506棟(1,534世帯)
 床上浸水 1,745棟(1,820世帯)
 床下浸水 9,058棟(9,318世帯)

(4) ライフラインの被害と復旧状況

区 分	主 な 被 害	復 旧 の 状 況
水 道	約25,000戸が断水	平成16年10月29日に全戸復旧
電 気	約180,000戸が停電	平成16年11月5日に全戸復旧
ガ ス	2,645戸(瀬村)が供給不能	平成16年10月26日に全戸復旧

(5) 被害総額

区 分	被害額（億円）
公共土木施設	5 5 7
住宅	1, 7 2 3
農林水産関係	6 3 2
文教施設	3 0
保健医療・福祉関係施設	1 5
廃棄物処理、し尿処理施設	4
水道、ガス、電気、通信等	3 2
商工関係	6 5 3
その他公共施設等	6
合 計	3, 6 5 2

2 災害対策本部等の設置状況

10月20日（水）、台風第23号の接近に伴い、7時00分に兵庫県全域に暴風警報が発令されたことから、災害警戒本部を設置した。また、淡路地域等到大規模な被害発生のおそれが生じたことから、16時40分に台風第23号災害対策本部を設置した。

（10月20日から11月15日までの間に11回開催、現在も継続中）

さらに、北播磨、但馬、丹波、淡路県民局内に災害対策地方本部を設置した。

県 民 局 名	災害対策（地方）本部		災害警戒（地方）本部	
	設 置 時 刻	廃 止 時 刻	設 置 時 刻	廃 止 時 刻
本 庁	10月20日 16:40	継続中	10月20日 7:00	対策本部に移行
神戸県民局	—	—	10月20日 11:00	10月21日 5:30
阪神南県民局	—	—	10月20日 9:15	10月21日 9:30
阪神北県民局	—	—	10月20日 9:30	10月21日 8:45
東播磨県民局	—	—	10月20日 11:00	10月21日 6:10
北播磨県民局	10月20日 20:20	継続中	10月20日 8:45	対策本部に移行
中播磨県民局	—	—	10月20日 11:00	10月21日 1:30
西播磨県民局	—	—	10月20日 9:00	10月20日 23:00
但馬県民局	10月20日 18:00	継続中	10月20日 9:00	対策本部に移行
丹波県民局	10月20日 18:00	継続中	10月20日 7:00	対策本部に移行
淡路県民局	10月20日 16:40	継続中	10月20日 9:00	対策本部に移行

3 防災関係機関等との連携

① 自衛隊への派遣要請

人命救助等を目的として陸上自衛隊第3特科連隊に対し派遣要請を行い、洲本市、豊岡市、小野市、西脇市、津名郡一宮町、津名町、出石町において516人が救助活動を行った。

② 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく活動

相互応援協定に基づき、県下各地の消防応援隊30隊128人が出動し、被災地で救助活動を行った。

豊岡市での活動：神戸、阪神、東播磨、西播磨の各地区から出動

（救助者合計 548人）

西脇市での活動：姫路市、加東行政（事）が出動

③ 緊急消防援助隊の活動

10月21日（木）8時30分、豊岡市での救助活動のため消防庁に対して応援要請を行い、大阪府、岡山県、滋賀県、愛知県から70隊284人の緊急消防援助隊の派遣を受けた。（救助者合計58人）

4 主な初動・応急・復旧対応について

(1) 救助・救急、医療対策の実施

① 県消防防災航空隊による救助・救急活動

豊岡市の民家屋根に避難している住民の救出のため、10月21日夜明けとともに、消防防災ヘリコプター2機を出動させ、救出活動を行った。また、早期に治療を必要とする透析患者等を病院へ搬送した。（救助者合計9人、搬送者合計9人）

② 県警察本部による救助・搜索活動

豊岡市、出石町、洲本市等における孤立者の救出、行方不明者の搜索のため、機動隊や県警ヘリを出動させ、救助・搜索活動を行った。

③ 救護班の派遣

救護所及び巡回による診療活動を行うため、10月22日～26日まで、災害拠点病院より救護班（39班、202人）を豊岡市、養父市、出石町、和田山町、但東町、山東町に派遣した。

(2) 災害救助法の適用（法適用日：平成16年10月20日）

5市13町、救助費総額：805,204千円

洲本市・豊岡市・西脇市・小野市・養父市
黒田庄町・城崎町・日高町・出石町・但東町・和田山町・氷上町
津名町・津名郡一宮町・五色町・西淡町・三原町・南淡町

○ 救助の内容

救助の種別	救助の状況
避難所の設置	延べ 35,601人
応急仮設住宅の設置	140戸
炊き出し等食品給与	延べ 70,974人
飲料水の供給	延べ 117,769人
被服・寝具等の給与	3,131世帯
医療	延べ 237人
住宅の応急修理	1,733世帯
学用品の給与	1,612人
障害物の除去	2,083世帯

○ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）の現状

市町名		設置戸数	入居戸数（H17.9月末）
豊岡市	豊岡市	43	18
	日高町	3	2

	出石町	2 6	4
--	-----	-----	---

市町名		設置戸数	入居戸数 (H17. 9 月末)
朝来市	和田山町	5	3
洲本市		5 7	1 4
淡路市	津名町	6	2
		1 4 0	4 3

(3) 生活・住宅再建支援

被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用した被災者生活再建支援金を支給するとともに、県独自の居住安定支援制度補完事業、住宅再建等支援金事業を実施し、被災者を支援。(支援実績 H. 17. 8 月末)

- 被災者生活再建支援金
 - 支給世帯： 8 1 4 世帯
 - 支 給 額： 3 8 2, 4 6 1 千円
- 居住安定支援制度補完事業
 - 支給世帯： 1, 0 3 1 世帯
 - 支 給 額： 7 9 1, 3 2 2 千円
- 住宅再建等支援金
 - 支給世帯： 3, 7 8 6 世帯
 - 支 給 額： 1, 8 1 7, 8 3 7 千円

平成16年 台風第23号による被害状況 (第25報)

平成18年8月8日
15時00分現在
消 防 庁

1 主な被害状況 (概数)

都道府県名	人的被害				住家被害					非住家被害		災対本部	
	死 者	行方 不明者	負傷者		全 壊	半 壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その 他	都道 府県	市 町村
	人	人	重傷 人	軽傷 人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟		
福島県							4	11	26	2	4		7
茨城県				2			2	10	198	33			27
栃木県				1					9				1
群馬県							2		1				3
埼玉県								25	260				11
千葉県	2			3			4	8	161			1	19
東京都							3	173	224	6	140		5
神奈川県	1		1	1			34	35	118	2	52		13
新潟県							2		16				
富山県		1	10	63			44	147	343	1	7		4
石川県			2	3			3	54	135		5		3
福井県				1	1	5	116	27	322	1	16	1	16
山梨県				1		2	6	54	241		59		7
長野県			2	6	1	2	4	40	630		6		14
岐阜県	6	2	3	15	10	56	28	905	2,068	39	1,098	1	34
静岡県			1	1		1	6	3	28		3		11
愛知県	1		1	17			41	21	160		5	1	87
三重県			1	5			6		2			1	62
滋賀県	1			1		1	4		41				
京都府	15		8	42	28	214	2,494	3,121	4,171	183	1,030	1	15
大阪府	1		2	7	1	1	71	35	580	58	14		11
兵庫県	26		43	92	783	7,142	1,506	1,745	9,058	26	866	1	36
奈良県									4				7
和歌山県	2		1	5			26	16	131				
鳥取県	1		1				23	42	55		11		11
島根県			1	1		2	46		9		5		7
岡山県	7		7	27	12	55	5,193	352	1,516	22	234	1	59
広島県			8	25		2	46		10				11
山口県	1		3	6			93				7		1
徳島県	3			1	4	202	50	1,628	4,576			1	40
香川県	11			15	53	65	222	4,826	13,050		72	1	17
愛媛県	5			5	7	8	51	82	843		6	1	51
高知県	8		3	13	5	6	28	343	771	11	112		44
福岡県			3	13			84	1	13		6		11
佐賀県			12	24	1	3	548			75	255		2
長崎県	1		5	14		2	4				2		
熊本県			2	2			47				14		5
大分県	1		1	6			60	261	642	16	69	1	37
宮崎県	2		1	1	2	4	15	346	682		2	1	15
鹿児島県			1	5	1	3	39	11	38		14		33
沖縄県				8				1			5		22
計	95	3	123	432	909	7,776	10,955	14,323	41,132	475	4,119	13	759

※ 表中の災対本部数には、すでに解散したものを含む。

「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県住宅再建共済制度をはじめ、災害時における多くの被災者支援制度において市町長が発行する罹災証明が用いられることにかんがみ、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を養成することにより、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家屋被害認定士 第4条の認証を受けた者で、次の役割を持つ者をいう。
 - ア 災害時に市町長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
 - イ 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
 - ウ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。
- (2) 被災者支援制度 兵庫県住宅再建共済制度、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金制度、災害救助法に基づく救助、その他災害に係る被災者への資金給付・貸付金制度、税・使用料・料金等の減免などをいう。
- (3) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める用語の定義による。
- (4) 罹災証明 災害時に市町長が被災者の申請に基づいてその住家の被害に係る事実を証明することをいう。
- (5) 被害調査 市町長が罹災証明の発行に当たり、事実の確認を行うために実施する調査をいう。
- (6) 調査員 災害時に市町長の命により被害認定調査に従事する者をいう。

(家屋被害認定士の養成研修)

第3条 県は、次の各号に係る一定の水準の知識と技術を有する家屋被害認定士の養成研修を実施するものとする。

- (1) 被災者支援制度
- (2) 被害調査及び罹災証明発行に係る業務
- (3) 被害調査の調査方法・判定方法
- (4) 内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」
- (5) その他家屋の被害調査に関して必要な事項

(家屋被害認定士の認証)

第4条 知事は、養成研修の修了者へ養成研修の修了証を交付し、家屋被害認定士として認証するものとする。

(家屋被害認定士の登録・管理)

第5条 県は、養成研修の修了者を登録・管理し、家屋被害認定士相互間の連携を図るものとする。

2 県は、登録された家屋被害認定士に対し、関係法令や被害認定基準等の改正に併せて適時事後研修を行うものとする。

(家屋被害認定士の養成研修への参加対象者)

第6条 知事は、必要と認めるときは、職員の中から家屋被害認定士となるべき者を選定し、養成研修に参加させるものとする。

2 市町長は、当該市町の職員の中から家屋被害認定士となるべき者を選定し、養成研修に参加させるものとする。

3 建築及び不動産関係団体の長は、当該団体の会員の中から家屋被害認定士として協力できる者を選定し、養成研修に参加させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、家屋被害認定士に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

市町別 家屋被害認定士数一覧

資料7-2-2

自治体名			H17	H18	H19上	H19下	現計
神 戸 市			7	21	19	14	61
姫 路 市			1	4	4	4	13
尼 崎 市			3	4	1	1	9
明 石 市			4	5	4	6	19
西 宮 市			4	3	3	0	10
洲 本 市			3	3	3	2	11
芦 屋 市			3	2	2	0	7
伊 丹 市			0	5	6	4	15
相 生 市			0	2	2	2	6
豊 岡 市			2	2	0	0	4
加 古 川 市			1	2	2	3	8
た つ の 市			1	2	1	2	6
赤 穂 市			1	1	1	0	3
西 脇 市			2	2	0	2	6
宝 塚 市			1	3	2	0	6
三 木 市			3	2	1	0	6
高 砂 市			0	1	1	2	4
川 西 市			0	2	2	2	6
小 野 市			3	0	0	0	3
三 田 市			0	2	1	1	4
猪 名 川 町			1	2	2	0	5
加 東 市			2	2	0	3	7
多 可 町			0	2	0	0	2
加 西 市			2	3	4	0	9
稲 美 町			0	0	2	2	4
播 磨 町			0	2	2	2	6
神 河 町			0	2	2	0	4
市 川 町			0	0	0	0	0
福 崎 町			0	0	0	0	0
太 子 町			2	1	1	0	4
上 郡 町			0	3	3	0	6
佐 用 町			0	2	4	0	6
穴 栗 市			1	1	1	0	3
香 美 町			0	0	0	0	0
新 温 泉 町			1	0	0	0	1
養 父 市			1	1	1	0	3
朝 来 市			0	2	2	0	4
丹 波 市			0	4	2	2	8
篠 山 市			1	2	2	0	5
淡 路 市			5	2	2	0	9
南 あ わ じ 市			1	2	1	0	4
市 町 計			56	101	86	54	297

兵 庫 県	7	9	11	1	28
県 関 係 機 関	1	0	0	0	1

民 間 技 術 者	—	—	—	72	72
-----------	---	---	---	----	----

合 計	64	110	97	127	398
-----	----	-----	----	-----	-----

カリキュラム（科目、講師及び主な内容）

第1日

時間	科 目	講師等	主な内容
10:00 ～ 10:20	ガイダンス 開講挨拶		
10:20 ～ 10:50	家屋被害認定士について	兵庫県	・認定士養成の背景と目的 ・被害調査の目的 ・認定士の業務と役割
10:50 ～ 12:20	大規模災害時の罹災証明発行までの業務フロー	神戸市	・大規模災害発災から家屋の被害調査の実施、罹災証明発行までの災害対応業務のフロー ・被害調査の開始時期、実施期間、調査員数等の決定のプロセス ・調査員の教育・訓練・指導方法の事例 ・被害調査の実施とフォローアップの方法の事例 ・調査実施に係る各種課題、トラブルなどの事例
12:20 ～ 13:20	休憩		
13:20 ～ 13:50	家屋被害と災害救助法等の適用について	兵庫県	・被害調査及び被害認定と関連法令 ・被害調査と災害救助法に係る被害報告 ・災害救助法に係る被害報告と法の適用 ・災害救助法に係る救助
13:50 ～ 14:50	被災者生活再建支援法及び被害認定基準について	内閣府	・被害調査と被災者生活再建支援法の適用 ・被災者生活再建支援法の支援内容 ・被害認定基準について ・被害認定基準運用指針について ・被害認定基準運用指針の取扱いに関する内閣府の通達について
14:50 ～ 15:00	休憩		
15:00 ～ 16:00	調査時の行動	兵庫県	・調査に必要な道具、装備 ・被災地における調査実施の注意事項
16:00 ～ 16:30	建築物の構造	兵庫県	・被害調査に係る建築物の主要部の構造

第2日

時間	科 目	講師等	主な内容
10:00 ～ 10:10	ガイダンス		
10:10 ～ 11:10	被害調査（浸水被害）の調査フロー及び判定方法について1	兵庫県	・ 浸水被害の調査フロー ・ 浸水被害の判定方法 ・ 判定方法の考え方
11:10 ～ 11:20	休憩		
11:20 ～ 12:20	被害調査（浸水被害）の調査フロー及び判定方法について2		
12:20 ～ 13:20	休憩		
13:20 ～ 14:50	被害調査（浸水被害）の実習	兵庫県	・ 浸水被害の被害調査の実習
14:50 ～ 15:05	休憩		
15:05 ～ 15:50	被害調査（地震被害・木造）の調査フロー及び判定方法1	兵庫県	・ 木造1・2次判定の調査フロー ・ 木造1・2次判定の判定方法
15:50 ～ 16:50	被害調査（地震被害・木造）の実習1	兵庫県	・ 木造2次判定の実習

第3日

時間	科 目	講師等	主な内容
10:00 ～ 10:10	ガイダンス		
10:10 ～ 10:40	被害調査（地震被害・木造）の調査フロー及び判定方法2	兵庫県	・ 木造3次判定の調査フロー ・ 木造3次判定の判定方法
10:40 ～ 10:50	被害調査（地震被害・木造）の実習2		・ 木造2次・3次判定の実習
11:10 ～ 11:20	休憩		
11:20 ～ 12:20	被害調査（地震被害・非木造）の調査フロー及び判定方法3	兵庫県	・ 非木造1・2次判定の調査フロー ・ 非木造1・2次判定の判定方法
12:20 ～ 13:20	休憩		
13:20 ～ 14:05	被害調査（地震被害・非木造）の実習3	兵庫県	・ 非木造1・2次判定の実習
14:05 ～ 14:35	被害調査（地震被害・非木造）の調査フロー及び判定方法4	人と防災 未来セン ター	・ 非木造3次判定の調査フロー ・ 非木造3次判定の判定方法
14:35 ～ 14:45	休憩		
14:45 ～ 15:30	被害調査（地震被害・非木造）の実習4	人と防災 未来セン ター	・ 非木造3次判定の実習
15:30 ～ 16:00	被害調査実施に当たっ ての住民説明のポイン ト	兵庫県等	・ 想定される被災者とのQ & A
16:00 ～ 16:40	総合質疑・意見交換		・ 総合質疑・意見交換等
16:40 ～ 17:00	修了証交付 閉講挨拶		

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるときに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県

兵庫県知事

井戸 敏三



神戸市
神戸市長

矢田立郎



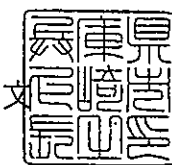
姫路市
姫路市長

石見利勝



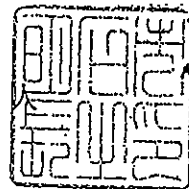
尼崎市
尼崎市長

白井文



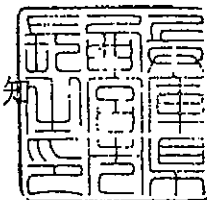
明石市
明石市長

北口寛



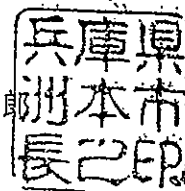
西宮市
西宮市長

山田知



洲本市
洲本市長

柳実郎



芦屋市
芦屋市長

山中



伊丹市
伊丹市長

藤原保幸



相生市
相生市長

谷口芳紀



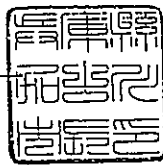
豊岡市
豊岡市長

中貝宗治



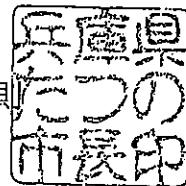
加古川市
加古川市長

樽本庄一



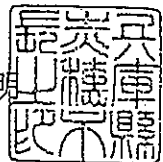
たつの市
たつの市長

西田正則



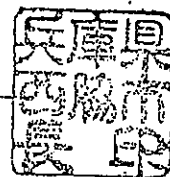
赤穂市
赤穂市長

豆田正明



西脇市
西脇市長

來住壽一



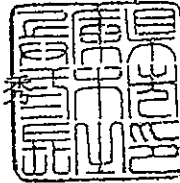
宝塚市
宝塚市長

阪上善秀



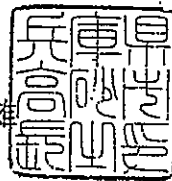
三木市
三木市長

藪本吉秀



高砂市
高砂市長

岡恒雄



川西市
川西市長

大塩民生



小野市
小野市長

蓬萊



三田市
三田市長

岡田義弘



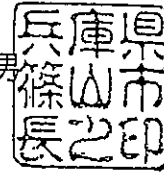
加西市
加西市長

中川暢三



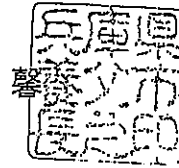
篠山市
篠山市長

瀬戸 亀 男



養父市
養父市長

梅谷



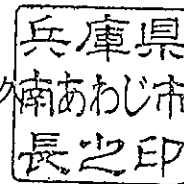
丹波市
丹波市長

辻 重五郎



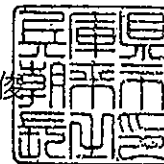
南あわじ市
南あわじ市長

中田 勝 久



朝来市
朝来市長

井上 英 修



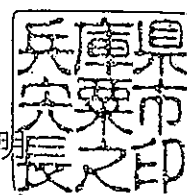
淡路市
淡路市長

門 康 彦



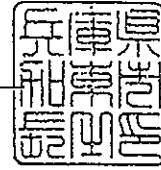
宍粟市
宍粟市長

白谷 敏 明



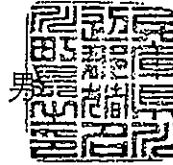
加東市
加東市長

山 本 廣



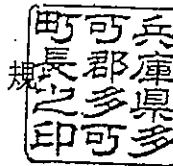
猪名川町
猪名川町長

真 田 保



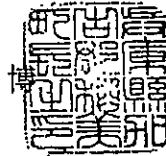
多可町
多可町長

戸 田 善



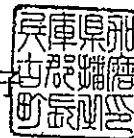
稲美町
稲美町長

古 谷



播磨町
播磨町長

清 水 ひろ



神河町
神河町長

足 立 理



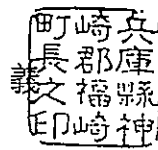
市川町
市川町長

尾 崎 光



福崎町
福崎町長

嶋田正



太子町
太子町長

首藤正



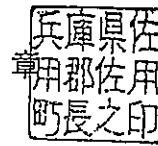
上郡町
上郡町長

安則眞



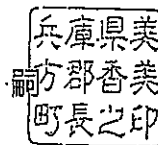
佐用町
佐用町長

庵途典



香美町
香美町長

藤原久



新温泉町
新温泉町長

馬場雅



防 第 1160 号
平成16年9月21日

各市町防災担当主管課長 様

兵庫県企画管理部防災局防災企画課長

災害に係る住家被害認定の適正な実施について

今年は本県をはじめ全国各地において、頻発する台風や局地的な豪雨等により多大な被害が発生しており、各市町におかれては人的被害や住家被害等の被害状況把握に努めるとともに、本県に対して適時、報告をいただいているところです。

こうした中、本県においてはこのたびの台風第16号や第18号により住家被害（全壊または大規模半壊に限る）を受けた被災者を対象に、居住安定支援制度補完事業の拡充を行い、住宅を再建・購入、補修する場合に一定条件の下に支援することとし、既に平成16年9月15日付復復第1151号－1、総括部長名により通知いたしました。

当該制度の支援対象となる被災住家の被害認定にあたっては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針について（平成13年7月27日付事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）及び消防庁防災課長名）」に基づき適正に実施することとなっていますので、この旨ご留意下さい。

また、特に「大規模半壊」については本年4月1日施行の「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成16年法律第13号）」により、居住安定支援制度の創設等の措置がとられたことによる新たな被害認定区分であることから、その認定に当たっては「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付府政防第3618号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」の記載事項に十分留意されるとともに、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の参考資料にある被害認定に係る「住家被害調査票（チェックシート）」を活用されるよう申し添えます。

担当

防災企画課 防災第1係

北本 小玉

TEL 078-362-9988



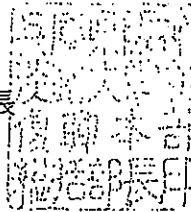
復復第1151号-1

平成16年9月15日

各 市 町 長
兵庫県市長会会長 様
兵庫県町村会会長

兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

総 括 部 長



「居住安定支援制度補完事業」の拡充について（依頼）

平素は、県行政の推進につきご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県をはじめ全国各地では、頻発する台風や局地的な豪雨等の被害により、生活、経済活動、農作物等に多大な被害が発生しています。

こうした中、本県では、自然災害被災者に対する支援として、本年4月から「改正被災者生活再建支援法」により実施されている「居住安定支援制度」について、同制度が建築費本体を対象としないために生じる支給額と法限度額の差を埋める、県独自の「居住安定支援制度補完事業」を実施しているところです。

しかしながら、この「補完事業」は同法の「居住安定支援制度」の適用が前提となっており、国の被害認定基準によって同じ全壊等の認定を受けた世帯間で支援の有無があるため、現行の「補完事業」を拡充し、小規模災害であっても、住宅を再建・購入、補修する場合に支援をすることとしました。

被災住民の安定した居住の確保を図ることは、県及び市町の共通課題であることから、共同して標記の拡充措置を実施することについて、格段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

なお、標記拡充措置の要綱等については、現在作成中であることから、別紙のとおりその概要についてお知らせ致しますので、実施準備について特段のご配慮をお願い致します。

〔本件につきましては、9月17日に発表予定です。〕

〔問い合わせ先〕

県阪神・淡路大震災復興本部

総括部復興推進課（企画担当）足達・中安

（支援制度担当）栗原・今村

TEL：078-362-4362・4081

FAX：078-362-4378

【拡充事業の概要】

- 1 名称 「居住安定支援制度補完事業の拡充措置」（仮称）
 ※ 制度概要は、別添「居住安定支援制度補完事業」の拡充についてを参照

2 拡充措置にかかる市町との関係

(1) 市町への補助金の交付

県が実施する「居住安定支援制度補完事業の拡充措置」と同様の制度を市町において実施する場合、県は、市町が行う助成事業に要する経費に対して補助金を交付する。

(2) 実施要綱

県から市町への補助金交付要綱については、現在作成中であり、併せて、市町の要綱の準則を示す予定。

(3) 適用期日

県は、平成16年8月に発生した台風16号による被害から適用するため、該当する被害がある市町における適用期日は県と同様とする必要があるが、他の市町においては、適用災害発生時までには要綱を制定する。

(4) 拡充措置の対象世帯の所在する市町（H16.9.14 現在）

今回の拡充措置の対象となる世帯の所在する市町は①、②のとおりである。

なお、半壊世帯は、内閣府の示す基準による「大規模半壊世帯」に該当するか、再調査が必要となる。

① 台風16号

- ・全壊世帯所在市町 姫路市（2世帯）、相生市（6世帯）
- ・半壊世帯所在市町 姫路市（1世帯）、洲本市（2世帯）、滝野町（1世帯）、家島町（4世帯）

② 台風18号

- ・半壊世帯所在市町 黒田庄町（1世帯）、青垣町（3世帯）、春日町（2世帯）、家島町（5世帯）

(5) 支援対象要件

拡充措置は、国の被災者生活再建支援法の「居住安定支援制度」をベースにしていることから、その要件に該当することが必要である。

（主な要件）

- ア 支給対象
- ・全壊で、再建・購入した世帯
 - ・大規模半壊で、補修した世帯

イ 年収・年齢要件

年収等の要件	
(年収) ≤ 500万円の世帯	
500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上の世帯	
700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上の世帯	

3 予算措置

県においては予備費で措置する予定である。